

## 入札公告（一部変更）

下記の建設工事について、制限付き（等級指定型）一般競争入札（事後審査型）を執行するため、令和7年9月8日付で公告しましたが、公告内容について一部変更がありましたので、藤枝市財務規則（昭和52年藤枝市規則第11号）第135条の規定に基づき公告します。

令和7年9月8日

藤枝市 市長 北村正平

### 記

#### 1 入札に付する事項

入札番号	第175号
工事名	令和7年度（市単）瀬古三丁目地内マンホール蓋改築工事
工事箇所	藤枝市 瀬古三丁目 地内
工事概要	マンホール蓋改築 N=25箇所
工期（完成期限）	令和8年2月6日 限り
落札の制限	最低制限価格あり
その他	本件工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象工事となる場合には、解体工事に要する費用、再資源化等に要する費用、分別解体の方法並びに再資源化等をする施設の名称及び所在地を契約条件書で定める。 なお、その内容は同法第12条第1項の規定により受注者が発注者に対して行う説明の際確認するものとする。
発注者	藤枝市 市長 北村正平

#### 2 変更理由

令和7年6月13日付で入札公告（取消し）した、入札番号第80号の代替である当該案件において、前回入札公告した際の「入札に参加するために必要な資格」と相違があったため、内容を下記のとおり変更する。

#### 3 変更事項（入札に参加するために必要な資格）

- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 藤枝市一般競争（指名競争）参加資格を有している者のうち、本工事に係る工種に関し、藤枝市建設工事競争入札参加者の格付基準において格付けされた等級区分について次の要件を満たすものであること。
  - 本工事に係る工種 土木一式
  - 格付けされた等級区分 A又はB
- 藤枝市内に本社、本店等の主たる営業所を有していること。
- 建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。
- 藤枝市入札参加資格停止措置要綱（平成25年藤枝市告示第178号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- 藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領（平成6年施行）に基づく指名排除を受けている期間中でないこと。
- 請負代金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事にあつては、建設業法第26条第3項の規定に基づき専任の主任（監理）技術者を配置できること。
- 土木一式工事にあつては請負代金額500万円以上4,500万円未満、建築一式工事にあつては1,500万円以上9,000万円未満（入札参加条件等において技術者を「施工現場に専任で配置できる者」とした工事は除く）の場合、主任技術者として兼任できる件数は3件までとし、当該工事に配置できること。
- 社会保険等に加入していること。

経営事項審査結果通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄にひとつでも「無」がある場合に社会保険等未加入業者とみな

します。(3つの欄すべてが「有」又は「除外」の場合に加入業者とみなします。)  
(10) 1に掲げる工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

「1に掲げる工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

該当なし

「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受注者の発行株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(11) 削除

\*\*\*\*\*品質の優れた公共調達で藤枝の礎を創造\*\*\*\*\*  
藤枝市 総務部 契約検査課  
〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11番1号  
TEL 054-643-3249  
FAX 054-643-3185  
E-mail [keiyakukensa@city.fujieda.shizuoka.jp](mailto:keiyakukensa@city.fujieda.shizuoka.jp)  
\*\*\*\*\*